

## 川西市ホームページ広告取扱基準

### (趣 旨)

第1条 この基準は、川西市有料広告取扱要綱（平成19年1月1日施行。以下「要綱」という）に定めるもののほか、川西市（以下「市」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 川西市ホームページ（以下「市ホームページ」という。） 市が管理するホームページで、<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp> で始まるものをいう。

(2) バナー広告（以下「広告」という。） 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告に関する基本的な考え方)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容、広告表現、リンク先のホームページの内容等（以下「広告内容等」という。）は、これにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する最終月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日又は掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）に当たる場合における掲載開始日又は掲載終了日については、市が別に定める。

### (広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報かわにしで公募することとする。

2 市は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、募集を行うことができるものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、次により行うものとする。

(1) 申込書の提出方法は、持参又は郵送とする。

(2) 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前々月10日までに行うものとする。ただし、広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日の前月10日までに広告内容等の審査が可能であると市が判断した場合は、この限りでない。

2 広告掲載の申込みは、希望する掲載期間中、1申込者につき1件とする。

(広告掲載の決定)

第7条 規定する枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の各号に定める順序に従い広告掲載を判断する。ただし、同順位に複数のある場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(承諾書の提出)

第8条 広告主は、広告の掲載条件等を記載した承諾書(様式第4号)を市に提出するものとする。

(広告原稿の提出及び審査)

第9条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、電子記録媒体又は電子メールにより、市が指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、市及び市ホームページの信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市が審査を行うとともに、広告主と市が必ず協議するものとする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告原稿の差替え)

第10条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1箇月単位で当該広告原稿を差し替えることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、市とあらかじめ協議するものとし、前条の規定に準じて広告原稿を提出し、審査を受けるものとする。

(リンク先の変更)

第11条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、市の休日を除き、変更予定日の10日前までに市に連絡するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、1枠当たり月額13,000円(消費税相当額を含む)とする。

2 広告掲載期間が、6~8カ月の場合は5%、9~11カ月の場合は7%、12カ月の場合は10%を広告掲載料から割り引くこととする。

3 広告主は、広告掲載料を市の指定する期日までに、原則として一括納入するものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、別表第1に基づき、広告掲載料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

(補 則)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

付 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月11日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第1

区分	返還する金額
当該月中の不掲載の時間が2時間以上24時間未満のとき	月額広告掲載料を当該月日数で除して得た金額 (1円未満切り捨て)
当該月中の不掲載の時間が24時間以上336時間未満のとき	月額広告掲載料を当該月日数で除して得た金額 (1円未満切り捨て)に、不掲載の時間を24で 除した日数(1日未満切り上げ)で乗じて得た金 額
当該月中の不掲載の時間が336時間以上のとき	月額掲載料に相当する金額